

## 児童会員対象

# 《ながでんスイミングスクール会則》

### (名称)

第1条 本スクールは、ながでんスイミングスクール須坂(以下スクールという)と称します。

### (目標)

- 第2条 スクールの目標は、次のものとします。
- 1 水泳の正しい泳法習得と水泳の楽しさを学ばせること。
  - 2 水泳を通じ健康な体と明朗でガマン強く、規律正しい人格をつくること。
  - 3 水泳を広義にとらえた普及と優秀選手を育成すること。
  - 4 地域の集いの場として、ふれあいの大切さ、楽しさを学ばせること。

### (指導方法)

- 第3条 スクールの指導カリキュラム並びに泳力基準に基づき指導を行います。
- 1 初心者は楽しく水に慣れながら基本動作の繰り返し指導を行います。
  - 2 幼児・学童は、知識や身体の発育・発達に併せて育成します。
  - 3 選手に適した生徒は、長期的指導カリキュラムを組み充実した練習の実施により無限の可能性を追究します。
  - 4 水泳指導とあわせて、礼儀、規律正しさなど必要なしつけ教育も行います。

### (入会資格)

第4条 各コース毎に定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同した方とします。なお病気あるいは身体障害者などの方は、面接の上指導に支障のない方のみ入会手続きを行っていただきます。

### (入会手続)

第5条 入会希望者は、下記の手続き完了後会員資格を取得したことになります。入会申込書・顔写真・登録料・月会費等を提出してください。

### (登録料)

第6条 登録料は在籍期間中有効です。  
一旦納入された登録料は返還しません。  
クーリングオフについては、入会后8日以内であれば返金致します。

### (月会費)

第7条 月会費は前納制です。口座振替となっておりますので、各指定金融機関の中から選び、手続きをして下さい。  
引落し日は毎月26日です。  
月の途中で休会・退会される場合は、出欠の有無にかかわらずその月の月会費は返還しません。

### (受講)

第8条 スクール会員は、泳力に応じて定めた曜日・時間に指導を受けることができます。但しスクールをやむを得ない事情により開講できない時は、受講日・時間を振り替えることがあります。

### (欠席)

第9条 指導開始前迄にWeb経由でお知らせください。

### (振替)

第10条 振替は欠席した後、現在籍級の他の曜日に振替が受けられます。  
振替を受ける際はあらかじめWeb経由で予約してください。  
なお、休会されている場合は利用できません。

### (コース変更)

第11条 コースを変更するときは、変更する月の前月15日までに、スクール所定の用紙により事前に手続きをしてコース変更料220円(税込)を納入してください。電話、メール、口頭での手続きはできません。  
コース変更は月初めからとなりますので、月の途中からは一切受け付けることができません。また、泳力・定員等調査のうえ、希望コースに翌月から変更できないことがあるときは、後日変更月を連絡いたしますので、それまでは現在コースで受講してください。

### (休会)

第12条 休会(病気、旅行、その他の理由で続いて1ヶ月休む場合)をするときは、休会する月の前月15日までにスクール所定の用紙により事前に手続きをしてください。電話、メール、口頭での手続きはできません。休会の手続きをされませんと、出欠の有無にかかわらず月会費は納入していただくようになります。  
なお休会の場合は、休会料1,100円(税込)を口座より振替えさせていただきます。この場合、休会する月の月会費は免除とします。  
休会は月初めから1ヶ月間となりますので、月の途中からは、一切受け付けることができません。

### (退会)

第13条 退会するときは、退会する月の15日までにスクール所定の用紙により事前に手続きをして下さい。電話、メール、口頭での手続きはできません。  
退会の手続きをされませんと、出欠の有無にかかわらず月会費は納入していただくようになります。  
月の途中で退会される場合は、出欠の有無にかかわらずその月の月会費の割引、返還はしません。

### (失格)

第14条 会員が会則・細則に反する行為があった時は、会員の資格を失います。本スクールは、会員が次のいずれかに該当するとき、会員たる資格の一時停止・除名することができる。

- 1 本会則、細則、その他、本スクールの定めた事項に反する行為があったとき。
- 2 本スクールの名誉、信用を傷つけまたは秩序を乱したとき。
- 3 会員が納入すべき会費、その他の債務を滞納し、本スクールの催告に応じないとき。

### (守っていただくこと)

第15条 スクールの会員は次のことを守ってください。

- 1 コーチの指示に従いルールを守ること。
- 2 教室の秩序を守り、その目的に添うよう努力すること。
- 3 場内の管理規定を守ること。
- 4 場内の衛生・風紀の維持向上に努めること。

### (場内の管理)

第16条 利用案内に従ってください。  
盗難・事故については、スクールは損害賠償の責を負わないものとします。

### (事故の負担)

第17条 スクール会員は、自己の責任と危険負担においてスクールの施設を利用するものとします。会社は、スクール会員が施設利用中に生じた障害等の事故については、当社が加入している保険の及ぶ範囲内で、治療費等の負担を致します。  
入会後は、会員各自で最低年1回以上医師による健康診断を行ってください。

### (勧誘行為等の禁止)

第18条 スクール内は、無許可での会員及び関係者に対する勧誘・商業行為、またこれに準ずる行為の全てを禁止します。

### (会則の更改)

第19条 本会則は、変更することがあります。この場合、その内容を場内に掲示し、お知らせします。

2021年9月1日改訂

2022年4月1日改訂